

## Q 「債権譲渡で資金融通」に興味

新型コロナウイルスの影響で仕事が減り、生活費や事業資金に困っています。債権を譲渡することで、即時に資金を融通してもらえる「ファクタリング」というサービスがあると聞きました。利用しても大丈夫でしょうか。



ファクタリングとは、売掛債権（取引先から将来、売掛債権（取引先から将来、代金を受け取る権利）の買取り業務を意味する言葉です。ファクタリング業者は利用者から売掛債権を買取り、一定の手数料を差し引いた代金を支払います。利用者は早く現金を手

自身が取引先に請求し、回収した金銭を業者に支払うこととなります。勤務先から給与を受け取る権利を債権として買い取り、給与が入った後に同額を払わせる「給与ファクタリング」も同様です。

なれば、業者から激しい取り立てが行われるという問題も生じています。いわゆるヤミ金被害と同じです。

利用して困っているという方はもちろん、これから利用しようかどうか迷っているという方も、一度弁護

## ヤミ金同然の業者も

に入れることができ、債権の回収は業者が行います。資金調達の手段として使われ、合法的な商取引です。

しかし最近、ファクタリングを装った手法が問題になっていました。業者は債権を買い取って代金を支払うものの、債権を回収せず、利用者に委ねます。利用者

担保に貸し付けをしているのと変わりありません。手数料名目で利用者が負担する金銭は利息と同じことになりません。形式的には貸し付けではないため、貸金業法や利息制限法の適用もなく、高額な利息を負担することになりかねません。利用者が債権を回収でき

士に相談してみたいかがでしょうか。面談による相談の時間が取れないという方は、県弁護士会の消費者なんでも相談室（043・227・5670）をご利用ください。毎週金曜日の午後1〜4時、無料で電話相談ができます。

（回答 吉川尚志弁護士）

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律のお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。



県弁護士会「スコットキ  
ヤラクター」ちゃん